

1. 目的

労働時間の上限規制やワークライフバランスの推進などの働き方改革を踏まえ、業務を円滑かつ効率的に進めるために、受発注者間相互の業務に取り組む目標を定めることをもって、計画的な業務の履行による労働環境の改善を行い、成果品の品質確保・向上を図ることを目的とする。

2. 対象業務

三重県が発注する設計業務(天候等により進捗が左右されない内業を主とする業務)とする。ただし、単価契約(単価契約図面作成作業等)を除く。

3. 対象業務

令和2年8月1日以降、起案にかかるものから適用する。

4. 取組内容

取組内容については、ノー残業デーなどの労働環境改善の取り組みが各企業で異なることや、業務内容や緊急度などが各業務において異なることから以下に示す項目を参考として、受発注者間で調整のうえ目標を定め実施する。

【設定項目(参考)】

- (1) マンデー・ノーピリオド(休日明け日は依頼の期限日としない)
- (2) フライデー・ノーリクエスト(金曜日は新たな依頼をしない)
- (3) オーバーファイブ・ノーリクエスト(勤務時間外の依頼をしない)
- (4) ノーオーバータイム・デイ(ノー残業デーは定時退庁(退社)を心がける)
- (5) その他業務環境の改善に資するもの

なお、緊急を要する場合などやむを得ない場合は「例外」とする。また、業務途中での取り組みの変更も可能とする。

ウィークリー・スタンスとは？
労働環境改善に向けて、ノー残業デーなどの業務に取り組む姿勢を定めるものです。

5. 具体的な進め方

- (1) 初回打合せにおいて、取組内容を定める。
- (2) 定めた内容は、監督員及び管理技術者等が打合せメモ等で確認し、受発注者間で共有する。